

三原市短期集中型訪問サービス事業業務委託仕様書

1 業務名称

三原市短期集中型訪問サービス事業

2 目的

高齢者は歳を重ねるごとに、身体的には健康から、フレイル、要介護状態へと変化し、社会的には、社会参加の減少、外部とのつながりの減少、社会との遮断へと変化する。この事業の目的は、身体面と社会面に対し、短期間に専門職が集中的に介入し、本人の伴走支援をすることで、自走につなげ、自立的期間をできるだけ延ばすことである。対象者にとって、より良い状況に近づけることができるよう、対象者が望む身体的・社会的目標を見つけ、目標を達成できるよう導くことが本事業である。

3 対象者及び状態像

(1) 対象者

市内に住所を有する事業対象者又は要支援者で、訪問アセスメント支援（居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のために実施するリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員等による訪問調査及びアセスメント）を受け、短期集中予防サービスの利用が適切であると認められたもの。

ただし、介護予防相当訪問・通所サービス、基準緩和型訪問・通所サービス、訪問・通所リハビリテーション等つ訪問・通所型サービスとの併用は不可とする。

(2) 状態像

- ①身の回りの動作（ADL）は概ね自立しているが、生活行為（IADL）の一部が行いにくくなっており、専門職の指導を受けながら短期集中的にサービスを受けることにより、生活機能の向上が見込め、自立した生活を営むことができる者
- ②短期集中的なサービスの利用により、自分でできる生活行為を増やしたい、社会と繋がり元の状態に戻りたいという意欲がある者

4 委託期間

契約日～令和8年3月31日

5 業務内容

(1) 事業の内容

生活機能の維持・向上を図る観点から、専門職の指導のもと、単に運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的にするのではなく、セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にし、アセスメントで突き止めた生活の不安の原因を解消するプログラムを実施する。

提供するプログラムは、訪問型サービスを提供すること。

また、サービス利用中から自宅での運動や訓練についても提案を行い、事業が終了し

た後もセルフケア、地域活動をはじめとした社会的な繋がりが継続するようサービスを行うものとする。

(2) 訪問型サービス

ア 実施プログラム

- (ア) 利用者1人につき、週1回、1時間程度を12回まで実施し、概ね3か月間のプログラムとする。
- (イ) 事業目的に基づき、利用者の心身の状況や個人因子及び環境因子に応じて次号のプログラムを実施する。個別課題に応じた個別プログラム（生活目標）を作成し、利用者に提供する。
 - (a) 社会参加プログラム
 - (b) IADLプログラム
 - (c) 介護予防教育プログラム
 - (d) 運動機能広報プログラム
 - (e) 口腔機能向上、栄養改善プログラム
 - (f) 生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言
- (ウ) 個別プログラム（生活目標）の作成については、訪問アセスメント支援で得た生活課題、ケアマネジャーから提供されたケアプラン及びアセスメント票等により、リハビリテーション専門職等が課題解決につながるプログラムを作成するものとする。
- (エ) 毎回訪問時には、バイタルチェックを実施し、その後、個別に身体状況の確認や、自宅での生活、課題への取組状況の聞き取りを行う。身体状況に変化がある場合は、直ちに個別プログラム（生活目標）を見直し、状態に合わせた支援を提供する。
- (オ) 常に利用者に対し、取組の継続や、課題解決へのモチベーションの維持、自立への意欲を向上する声かけを行う。
- (カ) 終了時には、個別プログラム（生活目標）の達成度について、利用者自身による自己評価及び職員によるプログラムの成果についての評価をいずれも行うこと。
- (キ) 卒業後の社会参加についても、早期から視野に入れ、生活支援コーディネーターと連携すること。
- (ク) 短期間で卒業を目指した取組を実施することとし、参加者の状態として、改善率50%以上、維持率30%以上を担保すること。
- (ケ) 訪問型サービスの実施に当たっては、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（厚生労働省）を遵守すること。

(3) ケア会議

初回、中間、終了時において、目標の設定、目標の達成状況、身体機能、社会参加の改善状況等について、関係者と共有を行うケア会議に出席すること。なお、ケア会議への参加に係る費用については、委託料に含むものとする。

7 委託業務の人員基準等

受注者は、当該サービスの提供に当たる従事者は1名以上かつ、リハビリテーション専門職（理学療法士または作業療法士）、保健師・看護師など、生活・運動指導及び健康管理ができる者を配置する。

8 事業実施場所

利用者宅とする。

9 利用者負担

利用者の自己負担額は無料とする。ただし、サービスの利用において実費が生じるときは、利用者に実費負担を求めることができる。

10 実績報告書の提出

- (1) 受注者は、各月のサービス提供終了した日から30日以内に、月毎に個別の短期集中型訪問サービス利用状況を発注者（三原市高齢者福祉課）に提出する。
- (2) また、併せて短期集中型訪問サービス請求書により、委託料を請求する。
- (3) 発注者は、前項の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

11 委託料

実績報告及び請求内容の確認後、委託業務の実施に要する費用として別表に定める事業費に利用実績を乗じた額を支払うものとする。

12 個人情報の保護

業務の実施にあたり、個人情報の漏えい、滅失等の防止、その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を図ること。また、業務に従事しているもの及び従事していたものは、当該事業に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

13 安全管理体制

委託事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。また、実施に当たっては、有事に際して速やかに対応できる体制を整えること。なお、事故等が発生した場合は直ちに市高齢者福祉課に報告すること。

14 書類の整備

- (1) 提出書類に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に市長に届出ること。
- (2) 委託事業者は、事業を遂行するに当たり、必要な書類を整備し、委託業務の終了後5年間保存すること。

16 苦情・事故等の対応

- (1) 委託事業者は、利用者に対するサービスの提供により苦情・事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 委託事業者は、前項の苦情・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- (3) 委託事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

17 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、市及び地域包括支援センターと緊密に連携すること。
- (2) 契約書及び仕様書に定めない事項については、発注者受注者協議の上、定める。不明な点については、発注者と協議を行うものとする

別表

区分	一人あたり単価	上限
訪問型サービス	8,000円/回	利用者1人あたり12回まで